

”
あなたらしさ“で暮らす家。

※写真はイメージです。

介護付有料老人ホーム

ベストライフ中原

川崎市指定介護保険特定施設

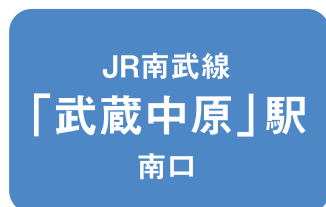


ベストライフ中原 (2002年9月撮影)

ベストライフ中原

〒211-0053 神奈川県川崎市中原区上小田中5-9-1

最寄りから



徒歩
9分
(約720m)

ベストライフ
中原

お問い合わせは…



0120-515472

<https://bestlife.jp>

お問い合わせ、ご見学：随時受付中
体験入居：お気軽にご相談ください

事業主体／(株)ベストライフ神奈川

高齢者を敬い、「心」でお世話させていただくこと。 これがベストライフの介護です。

スタッフ一人ひとりがご入居者様とご家族、共に働く仲間、
そして自分自身の心を大切にできてこそ、ご入居者様にとっての安心を確かなものにできる。
そんな想いを胸に私たちは日々、施設環境の整備やサービスの向上に努めています。
すべては、豊かな経験を重ね、長い人生を歩んでこられたご高齢の皆さまに、
安心・安全に満ちたこれからを過ごしていただくために。そしてご入居者様はもちろん、
ご家族の信頼へとつなげるために。スタッフ一同、介護という仕事に誇りと自信を持ち、
「お世話させていただく」という姿勢で、介護をさせていただいています。

ベストライフの理念。

安心して生活し続けていただくこと
安全に生活していただけるように配慮すること
安心・安全を日々実行して信頼を得ること

「安心」

「安全」

「信頼」

「私達は心を
大切にします」

「私達は高齢者を
尊敬します」

社訓

「私達は仕事に
誇りを持っています」

3つの「心」を唱和しています。

ベストライフ全198の施設*で、全従業員が
毎朝、この3つの「心」を唱和しています。

*2024年10月時点

利便性と静かな住環境に恵まれた 安心の住まい「ベストライフ中原」。

JR南武線「武蔵中原」駅を最寄りに、

静かな住宅地に位置する「ベストライフ中原」。

お元気な方も介護の必要な方も、

快適に過ごしていただけるよう配慮した居住空間。

日々の暮らしに潤いを与えるイベントやレクリエーションの数々。

この優れた住環境とサービスを誇る

「ベストライフ中原」で心豊かな日々をお過ごしください。

Life Space

快適性に配慮した設備・施設。

居室

お一人おひとりのプライバシーに配慮した全室個室の居室。

3モーター式介護専用電動ベッドや、手元で温・水を操作できる洗面台をはじめ、快適な生活を実現するためのさまざまな設備を整えています。

Aタイプ (15.00～16.50m²)



居室イメージ (ベストライフ百合ヶ丘)

*ご夫婦用のBタイプ(25.00～30.00m²)もご用意しています。



暖房便座トイレ (ベストライフ溝の口)

居室設備

- ・スプリンクラー
- ・防災カーテン
- ・緊急コール
- ・見守りカメラ
- ・介護専用電動ベッド
- ・洗面台
- ・暖房便座トイレ
- ・エアコン
- ・収納

共用設備

食堂や談話室では仲間同士の交流を深めていただけます。
健康管理室兼一時介護室では、看護職員が中心となりご入居者様の健康管理やさまざまな健康相談をお受けし、ヘルパー室では、介護職員がご入居者様の暮らしをサポートします。



食堂 (ベストライフ中原)



談話室 (ベストライフ中原)

すべての方に、 こちよ入浴を。

語らいながら入浴を楽しめる、大浴場タイプの一般浴と、寝たきりの方でもご入浴いただける機械浴があります。安全に着替えや移動・入浴ができるよう、さまざまな配慮がされています。



一般浴 (ベストライフ世田谷)



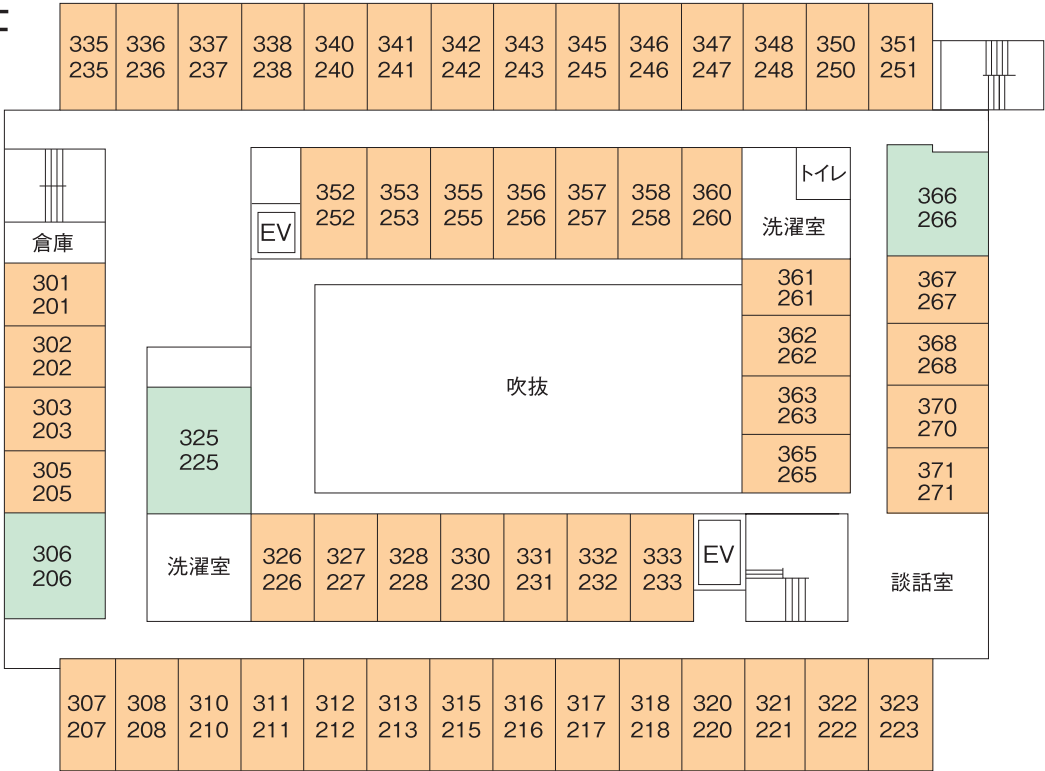
機械浴 (ベストライフ世田谷)

*写真は一部他施設のもので、居室の備品は撮影用に用意されたものです。

Floor Map

居室(Aタイプ) 15.00～16.50m² 居室(Bタイプ) 25.00～30.00m² 全128室／全室個室

2・3F



1F



*現況優先とさせていただきます
*上記フロアマップは、施設状況により使用が異なる場合があります

[施設概要]

類型／介護付有料老人ホーム

居住の権利形態／利用権方式

利用料の支払方式／選択方式

入居時要件／60歳以上入居時自立・要支援・要介護

介護保険／川崎市指定介護保険特定施設(一般型特定施設)

居室区分／全室個室(128室:134名)

建物の権利形態／事業主体非所有

建築構造／鉄筋コンクリート造地下1階地上3階建

共用設備／食堂、浴室(一般浴・機械浴)、ヘルパー室、健康管理室兼一時介護室、機能訓練室、談話室、多目的室、事務室、洗濯室、トイレ、エレベーター

*原則として当社から退去や住み替えをお願いすることはありませんが、認知症など特別な身体状況により、行動が他のご入居者の生活または健康に重大な影響を及ぼす場合、共同生活が出来ないとみなされた場合ご本人及び身元引受人の同意を得た上で退去や住み替えをお願いする場合があります。住み替えに伴い利用権も移行、この場合追加費用の発生はありません。また、構造もしくは仕様の変更、面積の減少が生じた場合、費用の調整は行いませんが、月額利用料及び料金システム、サービス等は住み替え先のものが適用されます。